



別添2

労審発第615号

平成23年3月31日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成23年3月25日付け厚生労働省発職0325第3号をもって労働政策審議会に
諮詢のあった「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、
本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1 「記」、別紙2 「記」、別紙3 「記」及び別紙4 「記」のとおり。

別紙 1

平成 23 年 3 月 25 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成 23 年 3 月 25 日付け厚生労働省発職 0325 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、キャリア形成促進助成金の自発的職業能力開発への助成の見直しについて、使用者側代表委員の一部の委員から、「雇用保険二事業の助成金に関し、保険料を拠出している大企業への助成を廃止することは、雇用保険二事業が保険制度であることに鑑みれば適当でない」との意見があった。

別紙2

平成23年3月28日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

雇用均等分科会
分科会長 林 紀子

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年3月25日付け厚生労働省発職0325第3号をもって労働政策審議会に
諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 23 年 3 月 31 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成 23 年 3 月 25 日付け厚生労働省発職 0325 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」のうち、労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係については、別添「記」のとおり。

別添

平成 23 年 3 月 31 日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成 23 年 3 月 25 日付け厚生労働省発職 0325 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」のうち、労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係については、妥当と認める。

平成23年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年3月25日付け厚生労働省発職0325第3号をもって労働政策審議会に
諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。